

社会福祉法人 心友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心友会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員（以下「役員等」とする）の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬は、評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員の報酬は、理事会等への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、常勤役員が法人の職員を兼ね、職員給与を支給されているときは、理事会等への出席以外の報酬は支給しない。

3 非常勤役員の報酬は、理事会等への出席など法人・施設運営のための業務の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

4 法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている役員に対しては、職員の給与に関する規則に基づき給与を支給する。ただし、役員報酬等及び職員給与の合計額は、月額報酬については別表第2に定める月次報酬等合算上限額、年度報酬額については同表に定める年度総額の範囲内とする。

5 前各項に定めるほか、各役員等の役員報酬等については、以下の定めに従い支給することができる。

- (1) 評議員 定款第8条に定める金額の範囲内において評議員会で決定した額。
- (2) 理事 別表第2に定める年度報酬の範囲内において理事会で決定した額。
- (3) 監事 別表第2に定める年度報酬の範囲内において評議員会が決定した額。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用等の支弁)

第4条 役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人心友会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成16年9月1日より施行する
- 2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年2月24日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日額（手取り）
評議員会等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000円

（2）理事

	日額（手取り）
理事会等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000円

（3）監事

	日額（手取り）
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000円

別表2（役員報酬の上限）

役職名	月次報酬等合算上限額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事長	1,000,000円	20,000,000円
常勤理事	800,000円	15,000,000円
非常勤理事	—	10,000,000円
監事	—	10,000,000円